第十四・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「対象投資財産」とは、一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後に設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(b)　「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(c)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて自由利用可能通貨として指定する通貨をいう。

(d)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有又は売却その他の処分をいう。

(e)　「投資に関する合意」とは、一方の締約国の国内当局と対象投資財産又は他方の締約国の投資家との間の書面による合意（当該対象投資財産又は他方の締約国の投資家が、対象投資財産の設立又は取得の際に、当該一方の締約国の国内当局による当該書面による合意の履行を求めることができるもの）であって、当該対象投資財産又は他方の締約国の投資家に対し次のいずれかの権利を付与するものをいう。

(i)　天然資源に関する権利（国内当局が、その探査、採取、精製、運送、分配、販売等を管理するもの）

(ii)　発電又は配電、浄水又は配水、電気通信その他のサービスを当該一方の締約国に代わって公衆に対して提供する権利

(iii)　道路、橋、水路、ダム又はパイプラインの建設その他の経済基盤の整備に係る事業（政府が排他的に又は主として使用し、及び利益を得るためのものを除く。）を行う権利

注釈１　「書面による合意」とは、書面による合意であって、両当事者により作成され、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(i)　行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）のみをもって、又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による合意であるとはされない。

(ii)　行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

注釈２　この定義の適用上、「国内当局」とは、中央政府の当局をいう。

(f)　「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であって、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(vi)　金銭債権又は契約に基づく給付の請求権であって事業活動に関係し、かつ、経済的価値を有するもの

(vii)　第十六・二条（知的財産―定義）に規定する知的財産

(viii)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(ix)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

注釈　投資財産には、投資財産から生ずる価値であって再投資されたもの、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(g)　「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は企業であって、他方の締約国の区域内において、投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

第十四・三条　内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十四・四条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定は、国際協定に基づく紛争解決のための手続又は制度には、適用しない。

第十四・五条　待遇に関する最低基準

一方の締約国は、対象投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈１　この条の規定は、締約国により対象投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈２　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があったことを証明するものではない。この条の規定に対する違反があった旨の決定が行われることは、

第十四・六条　裁判所の裁判を受ける権利

1　一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利について、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受ける権利に関する国際協定又は司法協力協定に基づき第三国の投資家に与えられる待遇については、適用しない。

第十四・七条　特別な手続及び情報の要求

1　第十四・三条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資活動及び対象投資財産に関連して特別な手続（登録の要件に従うこと、当該投資家が当該一方の締約国の居住者であり、又は対象投資財産が当該一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って当該他方の締約国の投資家及び対象投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2　第十四・三条及び第十四・四条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は対象投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該対象投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、当該情報であって秘密のものについては、当該投資家又は対象投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十四・八条　経営幹部及び取締役会

1　いずれの一方の締約国も、対象投資財産である当該一方の締約国の企業に対し、特定の国籍を有する国民を経営幹部に任命することを要求してはならない。

2　締約国は、対象投資財産である当該締約国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数又は半数以下が特定の国籍を有すること又は当該締約国の区域内における居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。